

定期積金規定

1. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」といいます。)は、証書(通帳)記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書(通帳)をお差出ください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書(通帳)の当該払込み記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書(通帳)記載の年利回り(年365日の日割計算)により遅延期間に相当する利息をいただきます。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、後記9.(3)各号いずれにも該当しない場合に利用することができ、後記9.の(3)各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの積金の開設をお断りするものとします。

6. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書(通帳)記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書(通帳)記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 債権の保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この積金は満期日前に解約できません。
 - ③ 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこ

の積金を解約する場合、後記9.(3)の規定により解約する場合など、この積金を満期日前に解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

④ この計算の単位は1円とします。

7. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書(通帳)記載の利回りに準じて満期日に計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9. (解約)

(1) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書(通帳)とともに当店に提出してください。

(2) 積金契約者が個人のお客様に限り、前記(1)の解約手続きに加え、当該積金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続きを行いません。

(3) 前記(1)(2)のほか、次の①②③の一つにでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- D 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当庫の信用を毀損し、または当庫の業務を妨害する行為
- E その他前AからDに準ずる行為

(4) 前記(3)によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書(通帳)とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10. (届出事項の変更、証書、通帳の再発行等)

- (1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の書式および書類によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 積金契約者が個人のお客様に限り、前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 証書(通帳)または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 証書(通帳)の再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の書式および書類によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに当金庫所定の書式および書類によって任意後見人の氏名その他必要な事項を

当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)(2)と同様に、直ちに当金庫所定の書式および書類によって当店に届出てください。
- (4) 前記(1)(2)(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに当金庫所定の書式および書類によって当店に届出てください。
- (5) 前記(1)(2)(3)(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 2. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、積金契約者が個人のお客様に限り、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、後記1 3. により補てんを請求することができます。

1 3. (盗難証書(通帳)を用いた解約による払戻し等)

- (1) 積金契約者が個人のお客様(以下、本条において「個人契約者」といいます。)に限り、盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の①②③のすべてに該当する場合、個人契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 証書(通帳)の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、個人契約者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが個人契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを個人契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前記1 2. 本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび個人契約者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前記(1)(2)の規定は、前記(1)にかかる当金庫への通知が、証書(通帳)が

盗取された日（証書（通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な解約による払戻しが行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが個人契約者の重大な過失により行われたこと

B 個人契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 個人契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該積金について個人契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、個人契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（通帳）により不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して個人契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14.（譲渡、質入れの禁止）

(1) この積金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることができません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

15.（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この積金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。証書（通帳）は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金

庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの。)がある場合には充
当の順序方法を指定してください。

ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺す
るものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、
積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

- ③ 前記②の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充
当いたします。
 - ④ 前記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、
当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を
指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとしま
す。
- ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知
が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するも
のものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期
間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定め
によるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生す
る損害金、手数料等については当金庫は請求いたしません。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時
の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続につい
て別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限があ
る場合においても相殺することができるものとします。
- (6) 前記(1)により相殺する場合においてこの積金に相殺額を超えた払込金額
(残額部分)が発生する場合には、原則として相殺日からこの積金(相殺適用
定期積金)の満期日を満期とする定期預金を作成して受け入れます。
なお、当該定期預金の適用利率については、この積金(相殺適用定期積金)
の約定年利回りに準じた利率とします。

16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げ
る日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定める
ものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定
める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の
通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を
発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があら

かじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、

- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等

17. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって上記(3)による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前記②にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有し

ていた預金債権を取得する方法によって支払うこと

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上